



# 埼玉県報

第 2 3 7 2 号  
平成 2 4 年 3 月 1 6 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則\(都市計画課\)](#)

### 告示

- [政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負等の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等に関する告示\(入札審査課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [平成14年埼玉県告示第612号の一部改正\(大気環境課\)](#)
- [騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定\(水環境課\)](#)
- [平成18年埼玉県告示第573号\(悪臭防止法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [平成12年埼玉県告示第421号\(騒音規制法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [平成11年埼玉県告示第287号\(環境基本法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動について規制する地域の指定\(水環境課\)](#)
- [平成9年埼玉県告示第336号\(悪臭防止法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [昭和54年埼玉県告示第590号\(騒音規制法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [手子林第三土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [県営土地改良事業種足野通川地区\(区画整理事業\)の換地処分\(農村整備課\)](#)
- [建設業法第29条の2第1項の規定に基づく取消処分\(建設管理課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [土砂災害警戒区域等の指定\(河川砂防課\)](#)
- [蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業の事業計画の変更認可\(市街地整備課\)](#)
- [公募による抽選による保留地処分の公告\(八潮新都市建設事務所\)](#)
- [指定構造計算適合性判定機関の事務所所在地変更告示\(建築安全課\)](#)
- [県道岩殿観音南戸守線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道秩父児玉線の区域変更\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [県道加須幸手線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [一般国道125号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道下高野杉戸線の区域変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)

- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県指定有形文化財の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定無形民俗文化財の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定天然記念物の指定\(生涯学習文化財課\)](#)
- [埼玉県指定史跡の名称を改めること\(生涯学習文化財課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の異動\(選挙管理委員会\)](#)

## 雑報

- [第81回埼玉県環境影響評価技術審議会の開催\(環境政策課\)](#)

## 規 則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第八号

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則の一部を改正する

#### 規則

埼玉県都市計画法に基づく開発行為等の手続に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十九号（裏面）中「埼玉県画図併存令」を「埼玉県画図併存令」（「指定都市併存令」を「市長令」に、「必須ある場合」を「必須がある場合」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、様式第十九号（裏面）の改正規定中「必要あり場合」を「必要あり場合」に改める部分は、公布の日から施行する。

## 告示

埼玉県告示第二百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定に基づき、政府調達に関する協定が適用される建設工事の請負契約並びに建設工事に係る設計、調査及び測量の業務の委託契約（以下これを「建設工事の請負等の契約」という。）のうち、平成二十四年度において県が締結する契約の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について、次のとおり定めた。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 一般競争入札に参加する者に必要な資格  
建設工事の請負等の契約の一般競争入札に参加することができる者は、入札参加資格認定申請をして、資格がある旨の認定（以下「認定」という。）を受け、被認定者名簿に登載された者とする。
- 二 認定を受けることができない者  
次のいずれかに該当する者は、認定を受けることができない。
  - イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
  - ロ 埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）第九十一条の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者
  - ハ 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百八号）第十四条第一項第四号若しくは第五号又は同条第二項第二号の規定により資格者名簿から抹消され、当該抹消の日から二年を経過していない者
  - ニ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成二十一年四月一日施行。総務部長決裁）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間がある者
  - ホ 入札公告日以後入札日までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成二十一年四月一日施行。総務部長決裁）に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がある者
- へ 建設工事の請負契約にあつては、次のいずれかに該当する者
  - (1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けていない者
  - (2) 入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

- ト 測量業務の委託契約にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていない者
- チ 建築関連コンサルタント業務の委託契約にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていない者
- リ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、知事が不適合であると認める者
- 三 認定を受けるための要件
  - 認定を受けるための要件は、次に掲げる事項について定める。
  - イ 建設工事の請負契約にあつては、入札参加資格認定を申請した日から一年七月前の日以後の日を審査基準日とする経営事項審査の総合評定値
  - ロ 年間平均完成工事高、年間平均業務実績高又は年間平均売上高
  - ハ 自己資本額
- 四 認定申請の方法及び資格の有効期間
  - 入札公告において定める。

## 告 示

埼玉県告示第二百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ミランクラブジャパン
- 三 代表者の氏名  
マナダール マダープ ナラエン
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市緑区東浦和三丁目三十二番地八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、日本人とネパール人が手を結びボランティア活動を行いながら、ネパールにおける女子教育の振興、教育環境の整備を進めるとともに、文化交流等を通じてお互いに理解を深めることによって、国際協力に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第二百八十六号

平成十四年埼玉県告示第六百二十二号（特定化学物質等取扱事業者が特定化学物質等を適正に管理するために取り組むべき措置に関する指針）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

第二の二(三)及び(四)中「化学物質安全管理データベース」を「化学物質等安全管理データベース」に改める。

第五の三中「第14条の2第1項及び第2項並びに」を「第14条の2第1項から第3項まで及び」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百八十七号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域として次のとおり指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

昭和五十四年埼玉県告示第五百八十九号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定について）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 北足立郡伊奈町、入間郡三芳町、毛呂山町及び越生町、比企郡滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町及びときがわ町、秩父郡皆野町及び小鹿野町（平成十七年九月三十日における秩父郡両神村の区域を除く。）、児玉郡美里町、神川町（平成十七年十二月三十一日における児玉郡神泉村の区域を除く。）及び上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町及び白岡町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町の区域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定による都市計画区域の指定がされている区域で次に掲げる区域

イ 都市計画法第八条第一項第一号の規定による工業専用地域の指定がされている区域を除く全域

ロ 都市計画法第八条第一項第一号の規定による工業専用地域の指定がされている区域のうち、比企郡川島町大字戸守及び吉見町大字下細谷並びに北葛飾郡松伏町田島東の区域

ハ 都市計画法第八条第一項第一号の工業専用地域の指定がされている区域のうち、ロに規定する区域以外の区域で、イ及びロ並びに次号に掲げる区域との境界線（北足立郡伊奈町にあつては桶川市との境界線、南埼玉郡白岡町にあつては久喜市及び蓮田市との境界線、北葛飾郡杉戸町にあつては春日部市との境界線を含む。）から内部への水平距離が百メートルまでの区域

二 秩父郡皆野町の区域のうち大字皆野（字下戦場、字中戦場、字上戦場、字滝淵、字中小根、字深沢、字鬼畜道、字花ノ木、字棒芽木、字伊奈利山、字上ノ山、字屏風岩、字滝ノ沢、字疇ヶ尾根、字稲穂山、字叢山、字小黒新田、字黒新田及び字シトミクボの区域に限る。）、大字下田野（字津部沢、字小滝、字小関、字熊欠、字山口入、字関場、字南沢、字川向、字岩坂、字弥津木株、字谷津田、字山ノ神、字宮ノ畝、字小屋場、字姥懐、字谷草、字曾和本、字桧沢、字備場、字松畝、字向小屋場、字築橋、字程原、字新作、字新作出口、字向谷津田、字龍界下、字大



崩、字堂ノ入、字戦場及び字入沢の区域に限る。)、大字金崎(字西沢、字天間、  
字藤の木、字尾坂、字根岸、字瀬戸山、字豆ガラ沢、字京ガ沢、字柴山、字クウ  
タイ、字朝日当、字トヤ窪及び字社中山の区域に限る。)、大字国神、大字大渕、  
大字野巻、大字金沢、大字下日野沢、大字上日野沢及び大字三沢の区域、長瀬町  
並びに東秩父村の区域

## 告 示

埼玉県告示第二百八十八号

平成十八年埼玉県告示第五百七十三号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第二項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一中「秩父市（平成十七年三月三十一日における秩父郡吉田町、大滝村及び荒川村の区域を除く。）、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、」を削る。

# 告示

埼玉県告示第二百八十九号

平成十二年埼玉県告示第四百二十一号（騒音規制法第十七条第一項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の規定に基づく区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

区域の類型を当てはめる地域の表a区域の項中

- (1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- (2) 安行近郊緑地保全区域（市街化調整区域の部分に限る。）、狭山近郊緑地保全区域及び平林寺近郊緑地保全区域

を

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

に

改め、同表b区域の項中「(a)区域の項の(2)を除く。」を削り、同表の備考三及び四を削る。

## 告 示

埼玉県告示第二百九十号

平成十一年埼玉県告示第二百八十七号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）第二項」を「平成十年環境庁告示第六十四号（騒音に係る環境基準について）第一の一」に改める。

## 告 示

### 埼玉県告示第二百九十一号

振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を次のとおり指定し、平成二十四年四月一日から施行する。

昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十二号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴つて発生する振動について規制する地域の指定について）は、平成二十四年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

北足立郡伊奈町、入間郡三芳町及び毛呂山町、比企郡滑川町、川島町、吉見町及び鳩山町、児玉郡美里町、神川町（平成十七年十二月三十一日における児玉郡神泉村の区域を除く。）及び上里町、大里郡寄居町、南埼玉郡宮代町及び白岡町並びに北葛飾郡杉戸町及び松伏町の区域内の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項に規定する都市計画区域（同法第八条第一項第一号に規定する工業専用地域を除く。）の全域

## 告 示

埼玉県告示第二百九十二号

平成九年埼玉県告示第三百三十六号（悪臭防止法第三条に規定する規制地域の指定並びに同法第四条第一項第一号、第二号及び第三号に規定する規制基準の設定について）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一中「行田市、蕨市、戸田市、八潮市、吉川市、」を削る。

## 告 示

埼玉県告示第二百九十二号

昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考一イを次のように改める。

イ 第一種区域 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中

高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の指定がされている区域

表の備考一口(1)中「(八)の(2)に掲げる地区を除く。」を削り、同表の備考一口(2)中「(イ)の(2)に掲げる区域及び(ニ)に規定する騎西城南産業団地の区域を除く。」を削り、同表の備考一八を次のように改める。

八 第三種区域 都市計画法第八条第一項第一号の規定による近隣商業地域、

商業地域又は準工業地域の指定がされている区域

表の備考一二中「及び加須市芋茎に存する騎西城南産業団地の区域」を削る。

# 告示

埼玉県告示第二百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

草加駅前東口再開発商業ビル

埼玉県草加市高砂二丁目一番地外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 午前十時（年間六十日午前九時）

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 午前九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）シティパーキングアコス 午前九時三十分から午後十時三十分（年間六十日午前八時三十分から午後十時三十分）

（変更後）シティパーキングアコス 午前八時三十分から午後十時三十分

## ハ 変更年月日

平成二十四年三月六日

## ニ 届出年月日

平成二十四年三月五日

## 二 縦覧期間

平成二十四年三月十六日から平成二十四年七月十七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十四年三月十六日から平成二十四年七月十七日まで



□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

埼玉県告示第二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、  
手子林第三土地改良区から当該役員に退任した者の氏名及び住所について、次のと  
おり届出があった。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	根 岸 仁	埼玉県羽生市大字下手子林二千四百二十二番地

# 告 示

埼玉県告示第二百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十四年二月二十八日に県営土地改良事業種足野通川地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第二百九十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十四年三月十四日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社細田工務店	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室八三一〇番地	細田 佳生	埼玉県知事許可 （般 一九） 第一七六四九号
有限会社角新工務店	埼玉県上尾市中妻五丁目六番地の二	安部 由美子	埼玉県知事許可 （般 一九） 第三九六五一号
鈴木設備興業	埼玉県北本市本宿七丁目一四八番地	鈴木 健祐	埼玉県知事許可 （般 一九） 第五七二〇六号
今井工務店	埼玉県鴻巣市筑波二丁目八番二一号	今井 裕	埼玉県知事許可 （般 一九） 第五七七八二号
有限会社トモコ ーポレーション	埼玉県さいたま市北区宮原町四丁目六二番地一	蒔苗 智久	埼玉県知事許可 （般 一九） 第五七八七一号
永井建宅	埼玉県さいたま市南区根岸三丁目三番二号	永井 茂	埼玉県知事許可 （般 一九） 第四五七四五号
小幡工業	埼玉県蕨市塚越六丁目四番二号第二須賀ハイ ツ一〇六号	小幡 泉	埼玉県知事許可 （般 一九） 第五七八五八号

### 三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

### 四 処分の原因となった事実

平成二十四年埼玉県告示第百三十二号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申し出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。

# 告 示

埼玉県告示第二百九十八号

測量計画機関の長であるふじみ野市長高畑博から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

ふじみ野市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

ふじみ野市

四 作業期間

平成二十四年二月二日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第二百九十九号

測量計画機関の長である桶川市長岩崎正男から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

桶川市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

桶川市

四 作業期間

平成二十四年二月十日から平成二十四年三月二十三日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百号

測量計画機関の長である富士見市長星野信吾から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

富士見市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

富士見市

四 作業期間

平成二十四年二月一日から平成二十四年三月三十一日まで



# 告 示

埼玉県告示第三百一号

測量計画機関の長である所沢市長藤本正人から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

所沢市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

所沢市

四 作業期間

平成二十四年二月七日から平成二十四年三月三十日まで

# 告示

埼玉県告示第三百二号

測量計画機関の長である小川町長笠原喜平から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

比企郡小川町

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

比企郡小川町

四 作業期間

平成二十四年二月十三日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百三三号

測量計画機関の長である鶴ヶ島市長藤縄善朗から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

鶴ヶ島市

四 作業期間

平成二十四年二月三日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第三百四号

測量計画機関の長である草加市長田中和明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

草加市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

草加市

四 作業期間

平成二十四年二月六日から平成二十四年三月三十日まで

# 告示

埼玉県告示第三百五号

測量計画機関の長である羽生市長河田晃明から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

羽生市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

羽生市

四 作業期間

平成二十四年二月三日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

埼玉県告示第百六号

測量計画機関の長である加須市長大橋良一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

加須市

四 作業期間

平成二十四年二月九日から平成二十四年三月三十日まで

# 告示

埼玉県告示第三百七号

測量計画機関の長である行田市長工藤正司から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

行田市

二 作業種類

公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）

三 作業地域

行田市

四 作業期間

平成二十四年二月九日から平成二十四年三月三十日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三百八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇〇八 二五 二号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県久喜市高柳字中島一二〇五番他九筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百三十九立方メートル

浸透効果量 〇・〇三五立方メートル毎秒



# 告示

埼玉県告示第三百九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害の災害発生原因となる自然現象の種類
御岳山	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
上ノ久保	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
大菅	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
中ノ谷	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
清水 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
清水 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小林 1	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊
小林 2	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊



紅葉谷 2	紅葉谷 1	あじさい公園沢	山際沢	大橋川	讚岐沢	津久根	大山沢	古池 1	成瀬 3	成瀬 2	成瀬 1
平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。	平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所に備え 置いて縦覧に供する。
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

妙ヶ沢	県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
冶右衛門沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流
芝山沢	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。	土石流

二  
土砂災害特別警戒区域

土砂災害特別警戒区域の名称	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
御岳山	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
上ノ久保	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
大菅	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所及び越生町役場に備え置いて縦覧に供する。
中ノ谷	平面図等を埼玉県	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県











芝山沢	
<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>
土石流	
<p>平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>	<p>所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。</p>

# 告 示

埼玉県告示第二百十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、蓮田都市計画事業菖蒲北部土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第三百十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 施行者の名称

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構国鉄清算事業東日本支社

## 二 事業施行期間

平成二十年七月二十二日から

平成二十四年十一月三十日まで

## 三 施行地区

埼玉県吉川市大字木売字井堀向道下の一部、大字高富字道免及び字蒲田の各一部、大字高久字原田及び字町田の各一部、大字中曾根字川戸沼及び字八幡の各一部、並びに大字道庭字堤外の一部

## 四 土地区画整理事業の名称

越谷都市計画事業武蔵野操車場跡地地区土地区画整理事業

## 五 事務所の所在地

埼玉県吉川市木売一丁目四番地十一号

## 六 施行認可の年月日

平成二十年七月二十二日

## 七 変更認可の年月日

平成二十四年三月十六日

## 告示

### 埼玉県告示第三百十二号

草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程（平成十八年埼玉県告示第八百三号）第九条の規定により、公募による抽選の方法による保留地の処分について、次のとおり公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 保留地の位置、地積及び予定価格

イ 保留地番号五十七

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十二街区四画地（八潮市大字大原五百五十四番外）

(2) 地積

百六十六・〇〇平方メートル

(3) 予定価格

二千四百四十万二千円

ロ 保留地番号五十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十二街区九画地（八潮市大字大原五百五十四番外）

(2) 地積

百九十八・九三平方メートル

(3) 予定価格

二千三百二十七万四千八百十円

ハ 保留地番号七十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区一画地（八潮市大字大原五百六十四番一）

(2) 地積

二百六・五八平方メートル

(3) 予定価格

二千九百九十五万四千百円

ニ 保留地番号七十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区二画地（八潮市大字大原  
五百六十四番一外）

(2) 地積

百六十六・〇四平方メートル

(3) 予定価格

二千二百五十八万四千四百四十円

ホ 保留地番号七十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区三画地（八潮市大字大原  
五百六十四番一外）

(2) 地積

二百十一・七〇平方メートル

(3) 予定価格

三千百一十一万九千九百円

ヘ 保留地番号七十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十四街区七画地（八潮市大字大原  
五百六十七番外）

(2) 地積

四百七十七・三二平方メートル

(3) 予定価格

六千百五十七万四千二百八十円

ト 保留地番号七十六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十五街区二画地（八潮市大字大原  
五百九十九番外）

(2) 地積

千百六・三〇平方メートル

(3) 予定価格

一億三千八百二十八万七千五百円

チ 保留地番号五十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業十七街区一画地（八潮市大字大原  
六百四番）

(2) 地積  
二百四十四・六八平方メートル

(3) 予定価格

三千五百二十三万三千九百二十円

リ 保留地番号六十

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業二十一街区二画地（八潮市大字大原六百九番外）

(2) 地積

五百三十九・四六平方メートル

(3) 予定価格

七千七百七十四万八千八百八十円

又 保留地番号六十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区一画地（八潮市大字坊四百八十番五外）

(2) 地積

百八十六・六五平方メートル

(3) 予定価格

三千百七十七万五千五百五十円

ル 保留地番号六十三

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区二画地（八潮市大字坊四百七十九番一外）

(2) 地積

百八十五・四二平方メートル

(3) 予定価格

二千八百九十二万五千五百二十円

ヲ 保留地番号六十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区三画地（八潮市大字坊四百七十九番一外）

(2) 地積

百八十五・四二平方メートル

(3) 予定価格

二千八百九十二万五千五百二十円

ワ 保留地番号六十五

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区四画地（八潮市大字圀  
四百八十番四外）

(2) 地積

百六十五・九〇平方メートル

(3) 予定価格

二千五百八十八万四百円

カ 保留地番号六十六

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区七画地（八潮市大字圀  
四百二十六番七外）

(2) 地積

百八十六・九九平方メートル

(3) 予定価格

二千九百七十七万四百四十円

コ 保留地番号六十八

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区十三画地（八潮市大字  
圀四百七十九番三外）

(2) 地積

百八十七・八七平方メートル

(3) 予定価格

二千九百三十万七千七百二十円

ク 保留地番号六十九

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区十四画地（八潮市大字  
圀四百七十九番一外）

(2) 地積

百八十七・八七平方メートル

(3) 予定価格

二千九百三十万七千七百二十円

レ 保留地番号七十一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業七十六街区十六画地（八潮市大字  
圀四百七十九番一外）

(2) 地積

二百三・〇八平方メートル

(3) 予定価格

三千六十六万五千八十円

ソ 保留地番号五十四

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十四街区八画地（八潮市大字圀  
四百三十四番）

(2) 地積

二百四十二・四八平方メートル

(3) 予定価格

三千三百七十万四千七百二十円

ツ 保留地番号五十五―一

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十四街区九画地（八潮市大字圀  
四百三十三番外）

(2) 地積

二百三十二・五〇平方メートル

(3) 予定価格

三千二百五十五万円

ネ 保留地番号五十五―二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十四街区十七画地（八潮市大字  
圀四百三十一番外）

(2) 地積

二百三十三・九四平方メートル

(3) 予定価格

二千九百九十四万四千三百二十円

ナ 保留地番号四十四

(1) 位置



八潮南部西一体型特定土地区画整理事業九十五街区十七画地（八潮市大字  
垢四百十六番外）

(2) 地積

二百五十六・九五平方メートル

(3) 予定価格

三千八百二万八千六百円

ラ 保留地番号五十二

(1) 位置

八潮南部西一体型特定土地区画整理事業百二十九街区八画地（八潮市大字  
垢百二十三番一外）

(2) 地積

百九十三・九七平方メートル

(3) 予定価格

二千五百二十一万六千六百円

二 抽選に参加する者に必要な資格

次のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができない。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者

ロ 抽選の公正な執行を妨げた者

ハ 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続  
開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五  
号）第二十一条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者

ニ 次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、その事実があつた後二年を経過して  
いない者

(1) 契約者が契約を履行することを妨げた者

(2) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(3) (1)又は(2)のいずれかに該当する事実があつた後二年を経過していない者を  
契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ホ 都道府県税（都道府県民税、法人都道府県民税、個人事業税又は法人事業税）  
の滞納がある者

ヘ 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業保留地処分規程で  
定める方法により契約代金を支払うことができない者

ト 契約者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第  
七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は埼玉県暴力団排除条例（平成  
二十三年埼玉県条例第三十九号）第三条第二項に規定する暴力団関係者と認め

られる者

### 三 抽選参加申込み受付の期間及び場所

#### イ 期間

平成二十四年四月三日（火）から同年五月九日（水）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前九時から午後五時まで

#### ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所

### 四 抽選の日時及び場所

#### イ 日時

平成二十四年五月十三日（日）午前十時三十分

#### ロ 場所

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二 埼玉県八潮新都市建設事務所二階会議室

### 五 その他

イ 抽選参加要領及び抽選参加申込書は、埼玉県八潮新都市建設事務所において配布する。

なお、郵送を希望する者は、同事務所に電話で請求すること。

ロ 抽選に関し不明な点は、埼玉県八潮新都市建設事務所（電話〇四八―九九八―四五四五）に問い合わせること。

# 告示

埼玉県告示第百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県知事 第一号	指定番号
さいたま住宅 検査センター	名称
東京都武蔵野 市中町一丁目 十一番四号	変更後の構造 計算適合性判 定の業務を行 う事務所在所 在地
平成二十四年 三月十五日	事務所の所在 地の変更日

# 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

岩殿観音南戸守線	路線名
東松山市大字西本宿字道久三七三番 五地先から同市大字西本宿字道久二 九九番五地先まで	供用開始の区間
平成二十四年三月十六日	供用開始の期日
延長一五四・六 メートル	備考

# 告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 秩父児玉線
- 三 道路の区域

新 C	旧 C	旧 B	旧 A	旧 新 別
秩父市蒔田字諏訪五八番一 地先から同市小柱字東平三 七五番一地先まで	秩父市蒔田字諏訪五八番一 地先から同市小柱字東平三 七五番一地先まで	秩父市蒔田字諏訪五八番一 地先から同市小柱字東平三 七五番一地先まで	秩父市小柱字釜ノ上四六七番 三 地先から同市小柱字東平三 六六番二地先まで	区 間
	一・五〇 一・五〇 三・五〇	一三・八〇 二四・八〇	一四・二〇 五・八〇	敷地の幅員 (メートル)
	八一七・〇〇	一二二・四	七二六・三〇	延長 (メートル)
			平成二十年七月二十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十四号で予定された、旧Aの一部を秩父市へ引き継ぎ、橋梁架換えのための代替路の旧Bを廃止する。	備 考

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学



<p>加須幸手線</p>	<p>路線名</p>
<p>加須市久下五丁目二五三番八地先から 同市南篠崎字嵯峨二三八七番一 地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改良事業による。 平成十六年十二月十日付け埼玉県告示第二千三百三十六号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長三六〇・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

<p>百二十五号</p>	<p>路線名</p>
<p>加須市南篠崎字嵯峨二三七六番地先から 同市北小浜字堂前二五九番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十四年三月十七日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>道路改良事業による。 平成十六年十二月十日付け埼玉県告示第二千三百三十五号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長七二六・〇〇メートル</p>	<p>備考</p>

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年三月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下高野杉戸線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	北葛飾郡杉戸町大字下高野字熊之面 前八三八番一地先から同郡同町大字 下高野字熊之面前八三五番一地先ま	区 間
一二・二九〇 一二・五〇	一一・三〇〇 一二・五〇	敷地の幅員 (メートル)
	六七・一七	延長 (メートル)
	道路改良工事による。	備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年二月十日

指令川建セ第二三 六四一号

二 検査済証番号

平成二十四年三月十三日

川建セ第二三 一 七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字大串宿一 九二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字大串一 九二番地

野原 常男

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年九月三十日

指令川建セ第二三〇〇五八〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年三月十二日

川建セ第二三〇一〇六号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字亀ノ甲塚六五三番一、六五三番四、六五四番四

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼六五三番地一

林辺 高志

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年三月十八日

指令川建セ第二二〇一四三〇号

二 検査済証番号

平成二十四年三月十三日

川建セ第二三〇〇八一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字上八ツ林字宮ヶ谷戸八七〇番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字中山一三四七番地五 メゾン・アーク201

神尾 浩司 神尾 理子



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年七月十五日

指令川建セ第二三〇〇三四〇号

二 検査済証番号

平成二十四年三月十三日

川建セ第二三〇一〇八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字下古寺字長竹七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字上古寺三七九番地

吉田 奈津江

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十四年三月五日

指令越建セ第二三〇〇一四一号

二 検査済証番号

平成二十四年三月十二日

越建セ第四七五 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田五丁目十四番二号 エレガンシアー〇一

佐々木 隆広、佐々木 友香子

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

### 一 許可番号

平成二十三年十月二十六日

指令越建セ第一九〇一七一一号

### 二 検査済証番号

平成二十四年三月十二日

越建セ第四七八―一号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字大堀千六十五番五

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田四丁目四番二十号コスモプラザ一〇四

元木 絵美 元木 雄一

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

## 一 許可番号

平成二十四年二月二十日

指令越建セ第二三〇〇六三〇号

## 二 検査済証番号

平成二十四年三月十四日

越建セ第四八〇 一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道仏五百三十五番、五百三十六番、五百三十七番、五百三十八番、五百二十七番、五百二十六番一、五百二十五番、五百二十四番、五百二十三番（幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業施行地内五十六街区）

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市岩槻区諏訪三 一 三三

大賀建設 株式会社 代表取締役 須賀 洋介

# 告 示

## 埼玉県教委告示第十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

### 一 日時

平成二十四年三月二十二日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

- イ 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則について
- ロ 埼玉県立文書館管理規則等の一部を改正する規則について
- ハ その他

# 告示

## 埼玉県教委告示第十二号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
建造物	八宮神社社殿及び青麻 三光宮本殿 二棟 付 棟札四枚	埼玉県比企郡小川 町大字小川九百九 十一番一	宗教学法人八宮 神社

# 告示

## 埼玉県教委告示第十三号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第二十六条第一項の規定により、埼玉県指定無形民俗文化財として次のとおり指定する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

種類	名称	所在地	保護団体
無形民俗文化財	白石の神送り	埼玉県秩父郡東秩父村白石	白石地区

# 告示

## 埼玉県教委告示第十四号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

平成二十四年三月十六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

種類	名称及び員数	所在地	所有者 (管理者)
天然記念物	荒川の青岩礫岩	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字川越岩九十八・百一番地先	国 (国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所)



# 告示

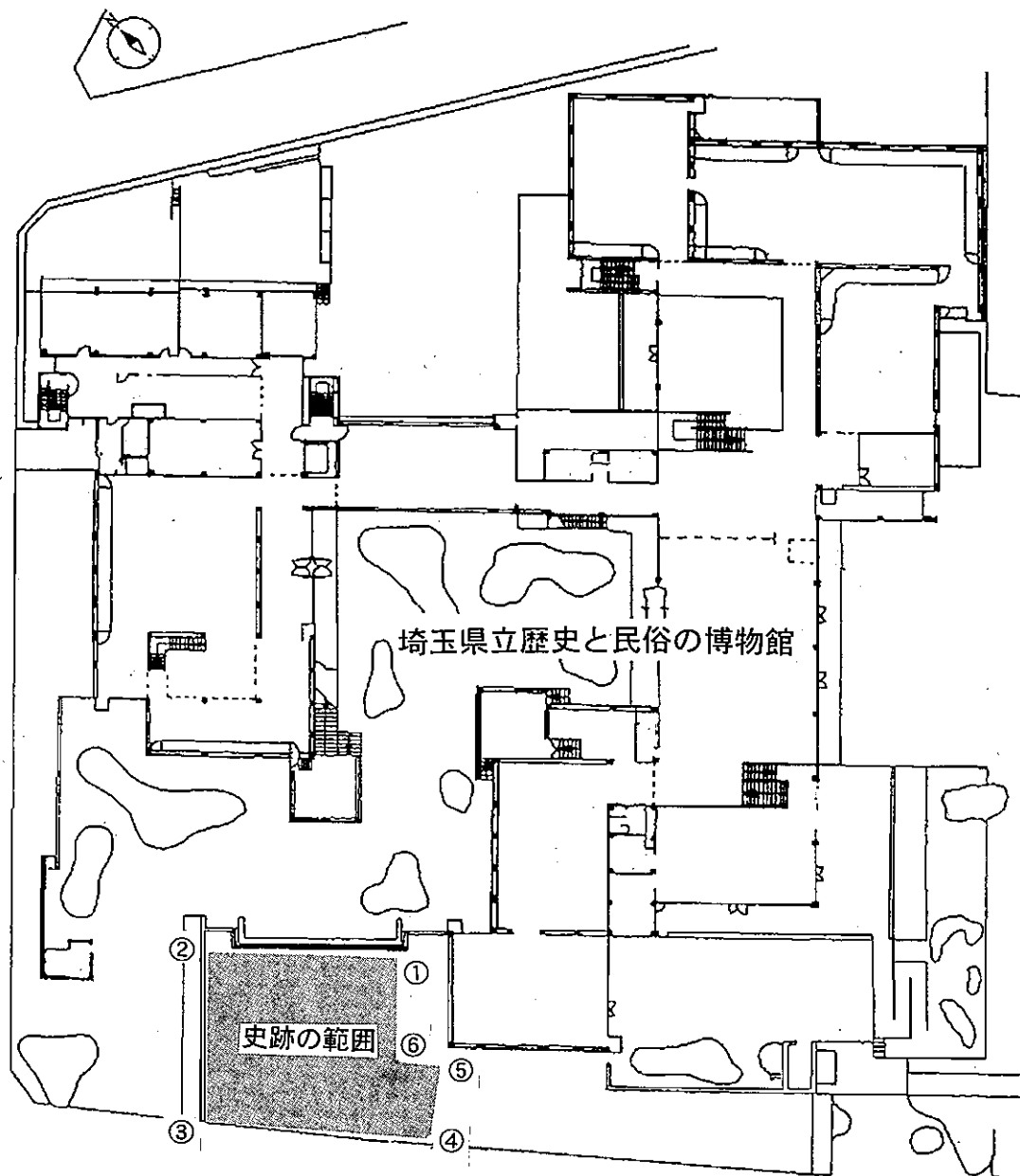
## 埼玉県教委告示第十五号

次の表の上欄に掲げる埼玉県指定史跡の名称を同表下欄のように改める。

平成二十四年三月十六日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸一

上欄		下欄
名称	指定年月日	名称
弥生式住居跡及び復原 家屋 附出土品	昭和三十一年十一月一 日	大宮公園内遺跡 付 出土品



史跡の指定範囲は、平面直角座標系区系の以下の座標を直線で結ぶ範囲とする。

- ① (X -8869.979、Y -18735.964)
- ② (X -8886.753、Y -18750.208)
- ③ (X -8873.767、Y -18765.472)
- ④ (X -8852.635、Y -18749.647)
- ⑤ (X -8857.612、Y -18742.001)
- ⑥ (X -8861.873、Y -18745.565)

# 告示

埼玉県選管告示第十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

平成二十四年三月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

旧	新	施設の開設主体及び名称	所在地
医療法人社団 廣瀬病院	医療法人 刀圭会 本川越病院		埼玉県川越市中原町一丁目十二番地 一

## 雑 報

埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

平成二十四年三月十六日

埼玉県環境影響評価技術審議会会長 米 林 仲

### 一 開催日時

平成二十四年三月二十七日（火）十三時から

### 二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター大会議室 B

### 三 議題

ア 東松山都市計画事業（仮称）葛袋土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について

イ （仮称）東松山都市計画事業西吉見南部土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書について

ウ 圏央道幸手IC（仮称）東側地域の整備計画に係る環境影響評価準備書について

### 四 傍聴者の定員

二十人

### 五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

傍聴の手続は抽選とする。ただし、定員に満たない場合抽選は行わない。

### 六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境影響評価技術審議会事務局（埼玉県環境部環境政策課企画・環境影響評価担当）

電話〇四八（八三〇）三〇四一